

○ 郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令（平成十八年 内閣府令第三号）
 総務省

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>（郵便保険会社の届出事項） 第二十七条 法第四百十九条第一項第七号に規定する内閣府令・総務省令で定める処分は、次に掲げる処分とする。 一 保険業法第八条第一項の規定による認可 二～四 （略）</p>	<p>（郵便保険会社の届出事項） 第二十七条 法第四百十九条第一項第七号に規定する内閣府令・総務省令で定める処分は、次に掲げる処分とする。 一 保険業法第八条第二項の規定による認可 二～四 （略）</p>